

9月土石流災害における高部区の警戒区域変更について

災害対策基本法（63条）に基づき設定している高部区の警戒区域を変更します。

1 変更区域

静香苑付近から杖突峠付近まで（別添警戒区域図による。）

2 適用日

令和3年10月12日（火）0時から

3 立入手続き

警戒区域に立ち入る場合は、今までと同様に事前に申請し許可証を受領してください。

4 その他

下馬沢川の流路及び堰堤の土砂ポケットの確保や監視カメラ、雨量計など監視体制の整備が完了したことを受け、合わせて高部区への避難情報等基準を変更します。

※高部区が作成した避難についてのお知らせも見直しが行われましたので、内容は防災課にお問い合わせください。

※10月11日午後3時に茅野市災害対策本部を茅野市警戒対策本部に切り替えました。

茅野市 総務部防災課防災係

（課長）両角敏行（担当）藤森岳筆

電話：0266-72-2101（内線182）

FAX：0266-72-9040

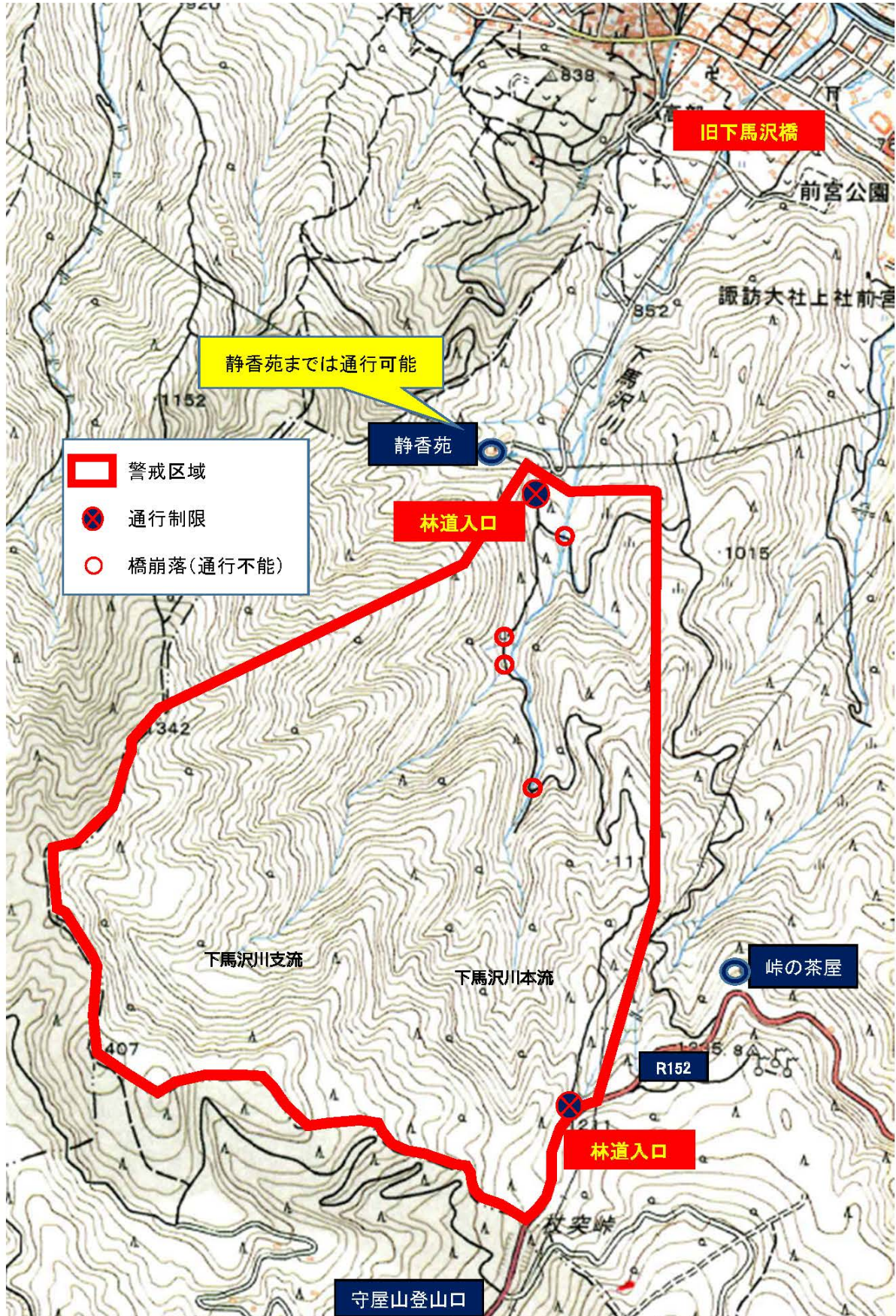
茅野市ホームページ：<https://www.city.chino.lg.jp>

(令和3年10月12日)

「警戒区域」の範囲変更について

- ・土石流対策（堰堤復旧等）及び監視カメラ、センサーの設置により、「警戒区域」を、**静香苑下の林道入口から上方の下馬沢川流域**に変更しました。（下図のとおり）
- ・調査・取材等のため警戒区域に入る必要がある場合は、事前に、茅野市警戒対策本部に申請の上、許可証を受領する必要があります。

茅野市警戒対策本部



高部区への避難情報等基準（10月12日現在災害時特別基準）

静香苑の雨量観測所データで以下の数量を確認した場合は、現場周辺に対し、避難情報等広報を行う。

警戒対策本部 ⇒ 高部区区長：区内放送及びサイレンを依頼
（緊急の場合は、市防災無線による放送）

★「避難開始」

5 mm以上/10分 …30分以上継続した場合(15 mm以上/30分)

20 mm/1時間を越える場合

高部区連絡先： _____ 【 _____ 】

●参考

風水害時等の活動体制基準（茅野市災害応急対策職員行動マニュアル抜粋）

活動準備体制（注意報発表）

連続雨量 50mm、時間雨量 30mm、10分雨量 8mm に達した時

事前配備（警報発表）

連続雨量 80mm、時間雨量 50mm、10分雨量 12mm に達した時